

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成25年8月20日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成25年8月20日（火曜日）

午前10時0分開議

午後0時22分閉会

本日の会議に付した事件

「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の取り組みについて(政策評価表による報告)

報告事項

- ①新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラムについて
- ②災害・経済対策に係る用地取得の現状と今後の重点的な取り組みについて
- ③緊急経済対策等の進捗状況について
- ④瀬目トンネル（国道445号）検討委員会・地盤検討委員会合同による現地調査及び委員会について
- ⑤「熊本県建築物耐震改修促進計画」の変更について

出席委員（7人）

委員長 内野 幸喜
副委員長 杉浦 康治
委員 堤 泰宏
委員 城下 広作
委員 佐藤 雅司
委員 池田 和貴
委員 松岡 徹

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 船原 幸信
政策審議監 佐藤 伸之
河川港湾局長兼
土木技術審議監 渡邊 茂

道路都市局長 猿渡 慶一
建築住宅局長 生田 博隆
監理課長 成富 守
用地対策課長 立川 優
土木技術管理課長 西田 浩
道路整備課長 手島 健司
首席審議員兼
道路保全課長 増田 厚
都市計画課長 平尾 昭人
下水環境課長 軸丸 英頭
河川課長 持田 浩
港湾課長 松永 信弘
砂防課長 古澤 章吾
建築課長 坂口 秀二
営繕課長 田邊 肇
住宅課長 平井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成
政務調査課主幹 福田 聖哉

午前10時0分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に9名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、幸せ実感くまもと4カ年戦略の取り組みについての説明に入りますが、質疑については執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

また、今回議題としますのは土木部が主となって取り組んでいます、戦略10災害に負けない熊本の中の政策51災害に強い基盤をつくる及び戦略11熊本都市圏の拠点性向上の中の政策56すべての道はくまもとに通じるの2件であります。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いします。

それでは成富監理課長から概要説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

それでは、まずA3横、平成25年度政策評価の資料で、政策評価及びその概要について御説明します。

1ページをお願いします。

左側(1)幸せ実感くまもと4カ年戦略の推進についてをごらんください。

限られた経営資源のもとで効率的な行政運営を行うため、前戦略に引き続きPDCAマネジメントサイクルを活用して、新4カ年戦略の着実な推進を図ることとしています。

ページの中ほどから下にPDCAマネジメントサイクルの図を示しております。

次に1ページ目の右側、(2)本県の政策評価についてをごらんください。政策評価の基本的な考え方を記載しております。

次の3点に基づいて、政策評価を進めていきます。

1点目は、県民の視点でのわかりやすい政策評価です。新4カ年戦略に掲げた戦略指標の推移、達成度を使って評価を行うこと。県民アンケートにより県民の意識を把握すること。外部評価により県民の意見を評価に反映させることです。

2点目は、新4カ年戦略の階層に沿った評価、進捗管理です。

下のピラミッドの図の形で、階層の体系をお示ししています。

政策評価は4つの取り組みの方向性、15の戦略に関する総括評価と、75の主な施策に関する施策評価により構成しています。

3点目は、評価結果の活用です。

評価結果をもとに、先ほど御説明したアクションの部分に当たる二役及び各部局長によ

る政策論議を行い、次年度の施策の方向性等の検討につなげていきます。

次に、2ページ目をお開きください。

平成25年度政策評価の概要をまとめています。

左側、(1)本県を取り巻く社会情勢を踏まえた今後の対応をごらんください。

第1段落で、新4カ年戦略の策定から1年を経過した現時点での全体としての評価を記載しております。個別にはこの後御説明いたしますが、全体としてはおおむね順調に推移しています。

しかし、第2段落のとおり、策定時から本県を取り巻く社会情勢は大きく変わってきています。

第3段落以降、その変化に対する県の対応を記載しています。

まず、国政では第2次安倍内閣が発足し、大胆な金融政策を初めとする三本の矢が実行され、その流れを追い風として新4カ年戦略の加速化、景気・雇用の改善、財政健全化の推進という3つを同時になし遂げられるよう積極的に取り組んでいく必要があること。

他方、TPP協定交渉が開始され、農業を初めとする各分野の大きな影響が考えられるところから、情報収集・分析を進め、効果的な対応を行っていく必要があること。

さらに、昨年7月の熊本広域大水害からの早期復旧・復興に取り組んでいく必要があることの大きく3点に留意しながら、新4カ年戦略を推進していきます。

次に、ページ中ほどから下の(2)データで見る新4カ年戦略の推進状況等についてごらんください。

①県民アンケートですが、5月に県内在住の満20歳以上の男女1,500人を対象に実施した新4カ年戦略に関する意識調査の結果を記載しています。4つの取り組みの方向性ごとに整理しています。

まず、ア、活力を創るについて。活力溢れ

る元気なくまもとに近づいているかどうかでは、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が72.9%でした。

ページ右側に移っていただいて、戦略全体で75ある施策に対する満足度についてです。「活力を創る」では全体で26施策ありますが、安心安全・ブランド力を強化するの満足度が高くなっています。

施策の今後の方向性では、「活力ある担い手を育てる」や「観光客を呼び込む」施策にもっと力を入れて取り組んでほしいと回答した人が多くなっています。

次に、イ、「アジアとつながる」について。「アジアの中で存在感のあるくまもとに近づいているかどうか」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が59.4%と低くなっています。施策に対する満足度では、「アジアとつながる」は全部で4施策ありますが、全体的に低い結果です。「施策の今後の方向性」では、「観光客をふやす」施策にもっと力を入れて取り組んでほしいと回答した人が多くなっています。

次に3ページをごらんください。

ウ、「安心を実現する」について、「いつまでも楽しく元気で安心して暮らせるくまもとに近づいているかどうか」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が76.6%でした。「安心を実現する」は全部で21施策ありますが、施策に対する満足度では、こちらも全体的に低い結果となっています。「施策の今後の方向性」では、「全体的にもっと力を入れて取り組んでほしい」という結果が出ています。中でも、「若者の雇用を進める」や「病気になっても安心して暮らせる」施策などが顕著です。

最後に、エ、「百年の礎を築く」については、「誇りを持ち、夢の実現に挑戦するくまもとに近づいているかどうか」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が77.8%でした。「百年の礎を築く」

は全部で24施策ありますが、施策に対する満足度では「地下水を守り抜く」や「阿蘇の草原・景観を引き継ぐ」の満足度が高くなっています。

ページ右側の、「施策の今後の方向性」では、「夢を拓げる」や「学力を育む」施策にもっと力を入れて取り組んでほしいと回答した人が多くなっています。

次に、その下の「参考」です。

今回、調査した新4カ年戦略の認知度ですが、「知っていた」の回答が36%、「全く知らなかった」の回答が64%となっています。今後、これまで行ってきた概要版パンフレットの配布や県からのたよりを初め、新聞・テレビなどの広報媒体を活用した情報発信に加え、くまモンのフェイスブックやツイッターの展開、県がかかわる会議やイベントの機会などを、戦略全体を皆さんに理解いただけるような工夫をしていきます。

次に、②戦略の指標の動向ですが、延べ77の戦略指標のうち集計中を除く動向です。

全体では56指標が上向き、4指標が横ばい、9指標が下向きとなりました。

また、うち10指標が最終年度、平成27年度の目標値を達成しました。

4ページ目以降に関しては、議題で後ほど御報告する2つの施策に関する部分のみを御説明します。

8ページをお願いします。

右下の戦略10「災害に負けない熊本」の施策51「災害に強い基盤をつくる」をごらんください。県民の満足度を見ますと、「やや不満」や「不満」を合わせますと36.2%、「今後の方向性」に関しても76%と高く、引き続きしっかり取り組んでいかなければならないと考えています。

9ページをお願いします。

2、戦略指標の動向については、特に指標を設定しておりません。

10ページをお願いします。

右上の戦略11「熊本都市圏の拠点性向上」の施策56「すべての道はくまもとに通じる」をごらんください。

県民の満足度を見ますと、「やや不満」や「不満」を合わせますと30.0%、また「今後の方向性」に関しては57.8%と、戦略11の中では最も今後の取り組みを期待されている結果になっております。

11ページをお願いします。

2、戦略指標の動向です。戦略11に関しては、4段目の幹線道路の整備進捗率を設定しており、平成27年度の目標値として50%を掲げています。

平成24年度は矢印のとおり横ばいとなっておりますが、これは整備計画において平成24年度に供用予定箇所がなかったもので、平成25年度以降の新規供用に向けて着実に取り組みを進めております。

総括評価にかかる説明は以上です。

引き続き、建設常任委員会に関係する2件の施策について、お手元のA4横の資料に基づき担当課長が説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

資料の1ページをお開きください。

新4カ年戦略の安心を実現するという取り組みの方向性に位置づけられるものですが、戦略としては戦略10、災害に負けない熊本で、具体的な施策として、災害に強い基盤をつくることになります。

取り組み内容としては、災害に強い社会基盤整備を初めとする県民生活の安全・安心の確保を図るため、道路、河川、港湾、排水機場などの整備・補強を進めるとともに、地域防災拠点等への自立・分散型エネルギーシステムの導入を進めるというものです。

それでは具体的な内容ですが、土木部の関連する部分で各課の代表的な取り組みについ

て記載しております。

まず、道路保全課の内容を説明します。

平成24年度の主な成果ですが、平成23年度に策定しました舗装維持管理計画について、平成24年4月1日から本格的な運用を開始し、舗装の長寿命化及び舗装費用の縮減を図ったところです。

平成25年度の推進方針等ですが、平成25年度は道路施設の健全性の確認を目的とした道路ストック総点検を実施するとともに、道路防災、トンネル、道路照明、道路情報表示板について維持管理計画を策定することとしております。

今後の方向性ですが、今後とも予防保全型維持管理の推進によるライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、残る施設についても維持管理計画を策定してまいります。

以上です。

○松永港湾課長 港湾課です。

2段目をごらん願います。港湾課は、海岸保全施設の耐震調査について記載しております。

まず、平成24年度の主な成果としては、県が管理しております港湾海岸の海岸保全施設を対象にして、目視点検及び測量に着手いたしました。

次に、平成25年度の推進方針、進捗状況及び今後の方向性としては、目視点検及び測量とともに耐震精度の評価を行う調査を完了させることとしております。

なお、これらの調査結果を踏まえまして、次年度以降、海岸施設の耐震対策に順次取り組んでいくこととしております。

港湾課は以上です。よろしく申し上げます。

○古澤砂防課長 それでは、中ほどの砂防課の内容を御説明申し上げます。

まず、平成24年度の主な成果でございますが、土砂災害から住民の命及び身体を保護するソフト政策としまして、平成17年度から土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害危険箇所におきまして警戒区域等の指定に取り組んでおります。昨年度は2,039カ所を新たに区域指定いたしまして、県内の区域指定率が42%まで向上しております。

中ほどの、本年度平成25年度の推進方針等でございますが、今年度、平成25年度はさらに基礎調査などを実施いたしまして、約2,000カ所程度を新たに警戒区域指定を行いまし、県内の区域指定率を56%まで向上させる予定でございます。

最後に今後の方向性でございますが、平成28年度までに県内全ての土砂災害危険箇所につきまして、警戒区域等の指定完了を目指しまして必要な調査等を行い、着実に実施してまいりたいと考えております。

砂防課は以上でございます。

○持田河川課長 1ページの最下段をごらんください。

河川課、砂防課、道路保全課の共通部分について、代表して内容を御説明いたします。

まず、平成24年度の主な成果ですが、県内に未曾有の被害をもたらしました昨年7月の熊本広域大水害を受け、砂防関係では災害関連緊急事業に着手するとともに、河川関係では白川水系の延長約37キロにわたり、河川激特事業が採択をされ、おおむね5年間で家屋の浸水被害の解消を基本とした緊急的な河川改修に着手いたしました。

次に、中ほどの欄ですが、平成25年度の推進方針等です。引き続き早期の復旧復興を目指して、砂防や河川の激特事業などを着実に実施してまいります。

最後に今後の方向性ですが、今後はハード整備の重点化を図るとともに、河川監視カメラの設置や災害情報共有システムの活用な

ど、ソフト対策と一体となった防災・減災対策を推進してまいります。

また、全てに共通することではあります。計画的な整備を図るとともに、維持管理システムを構築し、災害に強いインフラ整備を進めてまいります。

以上です。

○坂口建築課長 建築課長の坂口です。

建築課の内容を御説明します。

2ページをお開きください。

平成24年度の主な成果ですが、平成19年3月に熊本県建築物耐震改修促進計画を策定しまして県有施設の耐震化に取り組んでおりますが、平成24年度末で総合庁舎等の活動拠点施設の耐震化率は95.7%、特定建築物の耐震化率が99.7%となっております。

平成25年度の推進方針等ですが、県有施設の耐震化率の向上はもちろんですが、民間建築物の耐震化を促進させるために、技術者向けの講習会や市町村と連携した補助事業を実施します。

なお、県有の活動拠点施設や特定建築物につきましては、本年中に耐震化率100%になります。

今後の方向性ですが、平成27年度までに民間を含む特定建築物の耐震化率90%を目指して取り組んでまいります。

建築課は以上でございます。

○手島道路整備課長 次の取り組み内容は、有明海などの沿岸部においては津波や高潮被害を軽減する機能を備えた道路整備構想の具体化に向けた取り組みを進めるというものでございます。

本資料とは別にお配りしておりますA3横の熊本県の道路網図をあわせてごらんください。

まずは、熊本天草幹線道路についてです。道路網図は3番をごらんください。

平成24年度の成果ですが、本渡道路については本渡道路を本渡都市計画に追加し、事業化に向けた手続きが進みました。

平成25年度の推進方針及び今後の方向性ですが、平成24年度の取り組みの結果、ことし5月に新規の補助事業として採択された本渡道路については、調査設計を推進し、平成26年度からは用地取得に着手できるよう取り組んでまいります。

次に、有明海沿岸道路Ⅱ期についてです。

道路網図は1番をごらんください。

平成24年度の主な成果ですが、国・県・熊本市の3者で検討を重ね、全線の計画路線指定に向けての地域課題、原因分析等の整理が進みました。

平成25年度の推進方針等及び今後の方向性ですが、ことし5月に事業化に向けた国の計画段階評価を進めるための調査を行う箇所とされました大牟田市から長洲町間について、国の調査、検討に協力するとともに、国直轄による整備を要望してまいります。

また、大牟田市から熊本市までの有明海沿岸道路Ⅱ期全線についても、国直轄による整備を要望してまいります。

災害に強い基盤をつくるの説明は以上でございます。

引き続き3ページでございます。

百年の礎を築くに位置づけられる取り組みについて、道路整備課から説明いたします。

戦略としては、戦略11熊本都市圏の拠点性向上で、具体的な施策としては、すべての道は熊本に通じるとなります。

取り組み内容としては、九州の中心に位置する熊本の地理的特性を踏まえた、全ての道は熊本に通じるという考えのもと、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路構想など幹線道路ネットワークの整備を進めるとともに、国道57号の渋滞解消のための4車線化や90分構想の実現に向けた熊本天草幹線道路の早期整備に

取り組むというものでございます。

それでは具体的な内容について、事業箇所ごとに説明します。

まずは、中九州横断道路についてです。

道路網図は、5番、6番をごらんください。

平成24年度の成果ですが、昨年7月に被災した国道57号の滝室坂の抜本対策として、また将来の中九州横断道路の一部としても活用できる道路整備として、滝室坂道路の事業化を国に要望してまいりました。県議会において大変御尽力を賜ったところでございます。

平成25年度の推進方針等及び今後の方向性ですが、平成24年度の取り組みの結果、ことし5月に国の新規事業として事業化された滝室坂道路については、仮称滝室坂トンネルが一日も早く着工できるよう、阿蘇市と連携しながら地元説明会への参加や環境省等の関係機関及び地元との調整などに積極的に協力してまいります。

また、熊本市から大津町間については、ことし5月に国が着手した計画段階評価の手续が早期に完了し、事業化に向けた事務手續が着実に進むよう国に要望してまいります。

次に、熊本天草幹線道路についてです。

道路網図は2番、3番をごらんください。3番の本渡道路については、先ほど災害に強い基盤をつくるの施策の中で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

ここでは、2番の大矢野バイパスについて説明します。

平成24年度の成果ですが、早期供用に向けて事業を推進し、宇土半島と天草上島を結ぶ仮称新天門橋の工事を発注しました。

平成25年度の推進方針等及び今後の方向性ですが、早期供用に向けて引き続き事業を推進してまいります。

次に、九州中央自動車道についてです。

道路網図は、8番から10番をごらんください。

平成24年度の成果ですが、仮称嘉島ジャンクションから小池高山インターチェンジまでの区間の平成25年度供用開始に向けて、国において着実に事業が進められました。

平成25年度の推進方針等ですが、同区間の今年度内の供用開始に向け、引き続き事業を促進してまいります。

小池高山インターチェンジから仮称北中島インターチェンジまでの区間については、ことし6月に供用予定年度を平成30年度とすることが公表されたところです。引き続き事業を促進してまいります。

また、今年度国の計画段階評価を進めるための調査を行う区間として指定された蘇陽から高千穂間については、調査が早期に完了するよう国に要望してまいります。

さらに、矢部から蘇陽間については、計画段階評価を進めるための調査に早期着手するよう国に要望してまいります。

今後の方向性ですが、事業中箇所を整備が着実に進むよう事業促進するとともに、蘇陽から高千穂間を含む未事業化区間において、事業化に向けた事務手続等が着実に進むよう国に要望してまいります。

次に、南九州西回り自動車道です。

道路網図は4番をごらんください。

平成24年度の成果ですが、芦北インターチェンジから仮称津奈木インターチェンジまでの区間の平成27年度供用開始に向けて、国において着実に事業が進められました。

平成25年度の推進方針等及び今後の方向性ですが、同区間の平成27年度供用開始に向けて引き続き事業を促進するとともに、続く津奈木インターチェンジから県境までの区間の供用予定年度が早期に明示されるよう、国に要望してまいります。

次に、国道57号の4車線化についてです。

道路網図は7番をごらんください。

平成24年度の成果ですが、国道57号立野拡幅及び瀬田拡幅の事業区間のうち、南阿蘇村

立野から大津町瀬田間の平成26年度供用開始に向けて、国において着実に事業が進められました。

平成25年度の推進方針等及び今後の方向性としては、同区間の平成26年度供用開始に向けて引き続き事業を促進してまいります。

また、残りの区間についても早期に供用開始されるよう、国に要望してまいります。

最後の、有明海沿岸道路Ⅱ期については、先ほど災害に強い基盤をつくるの施策で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

すべての道はくまもとに通じるの説明は、以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 最初の25年度政策評価についてですが、3ページの幸せ実感くまもと4カ年戦略の認知度。たしか、8月の6日に高校生議会がございました。部長も当然出られたというふうに思っておりますけれども、ある学校、まあ8校ありましたけれども、ある学校の生徒が、これは教育長への質問だったと思いますけれども、この4カ年戦略を学校の先生がほとんど知らなかったと。自分が質問するために先生方に聞いて回ったと、そして調査をした。ほとんど知らなかったと。

ここでは、一般の県民の方でも大体35～36%の人は知っていたと。4割近くの県民の皆さん方が、大体4カ年戦略、ああそうか聞いたことがあるな、あるいは新聞で聞いたことがあるなど、そういう感じだったと思う。学校の先生が、しかも高校の先生方がほとんど知らなかったというのは一体何だろうかなと。日ごろから、やっぱり社会の一般通念

上、常識として熊本県政がどのような方向に進んでいるのかぐらいは少なくとも知ってほしいなというふうに私は思ったんですけども、残念ながらそういうことであつたなあというふうに思います。

したがって、部長の感想でいいから、それについて、これはもう全然範疇外かもしれませんが、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っておりますけれども。

○船原土木部長 実は私も高校生議会で、質問の中でそういう高校生みずから知っている人もほんのわずかで、その上、学校の先生であればある程度御存じかと思ったんですけども、相当低い数字を述べられたということで、私自身、正直愕然としたところでございます。もう、それ以上は。

○佐藤雅司委員 やっぱり議場内から、やっぱり苦笑いのような苦笑が漏れたというのが、実は内容だったかなというふうに思いますけれども、知事も、がっかりしたなあというような印象を持っておったんですけども、学校の先生は確かに教科書に基づいて子供たちに教えていけばいい、大変な、忙しいということも、子供たちと向き合う時間がないとか、いろんなことを課題として上げられてはおりますけれども、少なくとも県政がどのように進んでいるのか、熊本県の教育あるいは政治状況あるいは行政の状況がどのようにあるのかということぐらい、社会人としての最低限の知識じゃないかなというふうに私は思うんですけども、その辺も何か、ぜひ、ほかの委員会では出なかったかもしれませんが、議員さんも4名か5名お見えとつたんで知っておられる方はいると思うんですけども、部長会議あたりで、もしそういう話が、ぜひとも、部長あたりからそういう意見があつたということを出していただいて、なぜなのかというぐらいのひとつ

検証は、検証というか、そんな仰々しい検証でも要らないんで、感覚的なものでも結構ですから、その辺はぜひやってほしいなという要望でございます。

以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○城下広作委員 ちょっと似たような方向なんですけれども、この幸せ実感4カ年戦略と、このいろんな各分野で、特にこの土木の分なんですけれども、確かに県民が、こういうことが実現すると幸せを感じると。県民としてよその県よりも本当に幸福感に満ちあふれるというようなことで各部門いろいろ考えてやるんですけども、特に土木の場合に先ほどあつたように、例えば道路整備だとかいろいろ観光の誘致だとかいろんなことを絡ませて、結果的に県民として幸せ感があり、また収入がいろいろと向上するというような希望だけでも、どうしても土木のイメージの予算というのは、一時、無駄とか逆に多額のお金がかかるとか、意外とそのことを、これだけ投資すると結果的にこういうふうに私たちの生活に返ってくるんだというようなことがなかなかこうわかりづらいというか、理解してもらえない部分も非常にあります。ましてやこれだけの、先ほど各課の関係する分で相当予算かかって、相当な国民、県民というのは負担をしなければいけない。だけど、負担をするかわりにその分だけ違う形で返ってくるという幸せ実感につながるんだということが、やっぱりうまく伝わらないと、結果的にその事業に対する評価というのが薄れて空回りをしていくというような形。結果的には先ほど言われた認知度というのが基本的に低から、結局みんながそれを知らうとしないというか、また支えていこうとしないというようなことに、また結局めぐらぬんじゃないかと

ということで、やはり少なくとも土木の部分は土木の部分でこの幸せ実感4カ年戦略で、もうほかの課とは違って、どこの部とは違って、どうしたらこの分野と部分で、こうやって確実に計画どおりやっていくと県民として豊かに幸せになるというんだということのメッセージ力を、やっぱりもっと工夫しなければいけないというか、そもそも県民が認知度が少ないということ自体が、余り県政に日ごろ関心を持たないという抜本的な問題もあるんでしょうけれども、この辺を僕は食らいつかせると。特に土木は、そういう目に見える地域の、ある意味ではインフラ整備で恩恵を受ける、それは地域のエゴではなくて全体に公益になるんだというような形のやっぱ説明というかPRの仕方というのに今後ますます力を入れていてもらいたいなと。だから、たかが道路整備じゃないんだ、たかがインフラ整備じゃないんだというようなこと、それはもう命を守り、最終的にはこのアンケートにありました、熊本はもっと観光に力を入れてもらいたい、もっとアジアの中で中心になってもらいたいというような形、そのためには人が来るような受け皿をしっかりやらにゃいかぬということで、非常に大事な部分だと思います。その辺のことをやっぱりどう伝えていくかという、やっぱりあとはもう伝え方だなと。我々も議会としてそういうことをどんどん発信しながら絡み合う形で進めていくしかないのかなと思うんですけども、非常にそういうアンケートも踏まえながらいろんな各部門あるんですけども、特に土木の部分に関してはやっぱりそういう、道路整備で、要するに全ての道は熊本にということ、まさに熊本がそのことによって光り輝くというような形の部分の環境整備をやっていかぬということですから、今からだんだんだんだんお金がかかって、国民負担がだんだんふえるということで、意外と反発を受けやすくまたなると思いますので、しっかり

その辺のことを納得いくような、そして投資しても必ずそれ以上に恩恵を受けるんだというような形でどんどん頑張っていただきたいなというふうに思っております。

そういう部分で何かあればと。

○船原土木部長 まさに我々もこの資料を出しているときに、土木の事業の効果発現といえますか、ただ4カ年戦略の中で仕事ができ上がって効果が発現するというのは非常にまれ、まれといえますか時間がかかるしお金がかかるというのが土木の事業なものですから、こういう資料でお見せするのは非常に難しいなというのが実感でありますので。ただ、さりとてそれを県民に示していくということで御理解、御支援をいただけるものと思っておりますので、今の御指摘はしっかり受けとめて、表現ができるような工面をしたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほか質疑ありませんか。

○松岡徹委員 道路保全課関係ですけれども、説明資料の1ページのこの平成25年度の推進方針・推進状況のところですけど、道路防災、トンネル、道路照明、道路情報標示板について維持管理計画を策定するとなっておりますが、道路関係の去年の委員会からずっと、一昨年かな、から議論しているんですけども、やっぱり維持修繕、管理がこれからは大変になると。僕は別な文献で調べたら国土交通省所管の、それは道路だけじゃなくて道路、港湾、空港とか河川とか海岸とかの大体維持修繕管理費用が2011年から60年までの50年間で190兆円という国交省が試算しているんですね。そのうち今の予算の組み方でいくと30兆円足らんで措置できないというまた分析もしているのを読んだことがあるんです

けれども、それをひとつ道路に置きかえてみると、県の所管のいわゆる県道関係のそれら全体のその、いわば試算と申しますか、そういうものはいわば把握する必要があるんじゃないかと思うんですよ。それで計画的なやっば予算も組んでいく、計画も立てていくということが必要だと思うんですけども、そこら辺の状況はどんなになっているかな。

○増田道路保全課長 先生、今御指摘ありましたように、維持管理費というので今から増大していく。これにつきましては国のほうで危機感を持っておられまして、昨年の暮れの笹子トンネルの事故を契機に申しますか、まあその以前からメンテナンス関係についてはいろいろ研究なり提言なりはなされておったんですけども、本年の1月にメンテナンス政策元年の緊急提言というようなことで、国交省の審議会のほうからも提言がなされておりますし、それを受けてなんですけれども、昨年度の2月の補正で道路ストックの総点検というようなことで、そういう維持管理計画に向けた現状把握のための調査費あたりもつけられておりますし、また、6月になりました道路法等の一部を改正する法律案ということで、こういう道路点検についても法律のほうできちっとうたわれるというようなことになっております。

本県につきましては先ほど報告いたしましたように舗装と、それから橋梁につきましては23年度までで一応維持管理計画を、長寿命化計画を立てまして、必要額の算定までやっております。これに基づきまして事業のほうは進めておるといふ状況でございます。

本年度につきましては、トンネルそれから照明関係についての維持管理計画を立てるといふことで、当然、現状の把握とそれから必要額という算定をやりまして、今後の維持管理についてはきちっとやっていくということと考えております。

以上です。

○松岡徹委員 そうすると、大体の長期的なトータルとしての費用がどのくらい要るかというのを踏まえて、単年度の予算も組むようなふうになっているというふうに理解していいわけですかね。

○増田道路保全課長 はい、そういうことで考えております。

○松岡徹委員 これは別途またちょっと細かい資料はいただければと思います。

もう1点、河川課のほうに。

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 河川課のいわゆる広域大水害対応として、白川水系については河川激特事業を初めとする河川改修を促進するというふうにあるわけですけど、この中には黒川も当然含むと思うんですけど、この補足資料で熊本広域大水害にかかる用地取得の概要一覧と関連して見ると、ここでは黒川関係では、小倉の遊水地については、79筆中60筆取得が済んで、今後地役権設定契約をする予定だといふふうに書いてありますけど、黒川のいわば遊水地計画では、手野の遊水地計画がありますたいね。そっちのほうはどうなっているのかなと。

それから黒川の一帯全体では、いわば遊水地計画、遊水地計画も二通りありますけれどもね。遊水地計画と輪中堤と宅地かさ上げと河道の掘削とか、いろんなメニューがありますね。そこら辺については、まあこれだけの説明文書だから省かれたんだと思いますけれども、もう少しちょっと詳しく教えていただければと思います。

○持田河川課長 委員から今御説明のありま

した、まず遊水地のほうなんですけれども、小倉と手野というのが今回の激特事業で黒川で向かう遊水地になっています。このうち小倉のほうについては、昨年の災害が起こる前から実は交付金事業で事業化しておりましたので、既に用地を買っているという状況です。ですので、現在7割ほど用地が進んでいると。

それに対して手野については、河川整備計画の中に位置づけがある遊水地なんですけど、昨年の激特を契機にこれに取り組むということになりましたので、今年度こちらのほうについては設計と模型実験、これをやって諸元を確定させた後、用地交渉に着手すると、そういった予定にしております。

あと黒川27キロ今回激特で取り組むんですが、市街地部の内牧ですね、こちらについては主に河川掘削で取り組みまして、それで家屋の浸水被害をなくすという計画です。これにつきましては今年度工事に向かうということで、今月になってから工事の公告を始めたところでございます。あと内牧の上流と下流については輪中堤それから宅地かさ上げなどで、宅地の浸水被害を防止するという計画なんですけど、これについてはまちづくりとかどういったところに輪中をつくるのかとか、そういったところが密接に絡んできますので、地元の代表の方、区長さんとか学識の方をメンバーとして協議会を今立ち上げの準備をしております。おおむね順調にいきますと、来月あたりには協議会の立ち上げが成るかなという今状況にしておりますので、そういったところで、そういった輪中堤の計画とかまちづくりの計画を議論していただいて、計画を確定させたら用地買収、工事のほうへ移っていくという、おおむねそういう流れで考えているところです。

○松岡徹委員 全体として、去年の水害のこの白川水系の河川改修を河口から上って見ま

すと、これは災害直後からずっと何回もやりまして、最近もまた見て回ったんですけど、国管理のその小碓橋までは仮堤防を含めて、私の地元の渡鹿周辺も含めて、いわゆる去年のような規模の洪水が出ても何とか対応できますというふうになってんですけどね、そこから上がなかなか、いろんな難しい問題があるということは承知しておりますけど、住民から見るともっと何とかならぬかというのと、もっと自分たちの意見も聞いてくれというような、さまざまですけどね、阿蘇の場合、黒川の場合は阿蘇市との協力も含めて、もちろん住民の皆さんの同意を前提に、やはり災害対策だからやっぱり急がないといかぬという面は、5年間という中で急いで着実に進めていくということでやっていただく必要があるのかなと思います。答弁は要りません。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○池田和貴委員 済みません。きょうの説明を聞いて土木部が一体化、縦の流れの中でやっていく部分についてはよくわかったというか説明を聞いて納得できるところもあるんですが、しかし、本来ちょっと総括評価で見たときにどうなのかなと思ったのは、この土木部とは関係なくて、例えばこの平成25年度の政策評価案にある、例えば7ページの百年の礎を築くというところに戦略11で熊本港のガントリークレーンの写真が出ていますよね。たしか港湾課でやられたですよ。この港湾課でやったガントリークレーンは戦略11ですから、アジアとつながる、再編強化するというでやられたと思うんですが、しかし、これは例えばアジアとつながるという戦略の中の海外の輸出に対して、この間の新聞報道でもありましたけれども、このガントリークレーンが整備されただけではありませんが、そのほかの複合的な要素も含んで、その中の

一つとしてガントリークレーンが整備されたことによって、中国向けの船の航路が1つふえて、それで輸出、輸入の貨物がふえたというようなことが出ていると思うんですね。

そういう意味では、この政策評価の説明の仕方としてですね、まあなかなか難しいところがあると思うんですが、そういうほかの戦略とも非常に連携した部分というのも本当は、私たち議会としては聞きたいところなのかなという思いが実はしていますね。

あと、この例えば道路網の整備についても、この道路網の整備というのはそのほかの戦略にもかなりの部分でリンクしてきているんだと思うんですね。そういった部分の全体の戦略に対して、先ほど城下先生のほうからもありましたけれども、どういうふうにその土木部のやっている事業がこう連携されて、そしてこの元気な熊本をつくるためにやっているのかというところの説明というのは、なかなかこの委員会ごとに縦でちょん切っちゃうと難しいのかなという気もしながら、やっぱりそういうところもちょっと触れてほしかったなというのが、ちょっと私の実は感想でございます。

それで、それは済みません、ひとつ感想として実は聞いておいてください。

今後、委員会のあり方としてですが、今回の政策評価自体は今まで皆さん方の中では評価をされていて第三者にも見られていますけれども、議会のほうにはかかってなかったわけですから、議会に初めてかかったというところでは、これは私たち議会として非常にいいことだと思うんですが、もう少しこれを機会として、今後のやり方も、ぜひ委員長も含め皆さん方でもちょっと考えてほしいかなというような気がいたしましたので、少しそういう感想を述べて、また要望とさせていただきます。

○内野幸喜委員長 そうですね、今池田委員

がおっしゃったこと、さっき城下委員がおっしゃったことも、やっぱりみんな委員共通して認識していることだと思いますので、今後また、今回初めてのこれは取り組みですね。今後その辺の委員会の運営のあり方等も含めて執行部ともまたやりたいと思いますので。

○池田和貴委員 済みません、続けて今度は、さっき質問を用意していて忘れていたんで、思い出したんで言います。

今回のその戦略の中で、道路、河川、港湾、排水機場の整備・補強を進めるということが取り組み内容になっております。これについては私も質問しましたが、かなり先ほど道路保全課長のほうからもありましたけれども、長寿命化とかいろいろな計画がだんだんだんだんこうつくられていっているというふうに思っております。

ただ、ここで先ほどどれくらいコストがかかるかという見積もりもしたというお話があったんですが、特に私ここ1カ月か2カ月ぐらいいろいろテレビとか報道で見ていると、その補強をする上で、実際はその補強の見積もりというのは今の段階でやっているんですけれども、実際その補強を受けた事業者の立場からすると、補強だけやっていると事業が成り立たないというような声かなりのところで出ているというのが、NHKの特集とかでも組まれたりしてたんですね。ある意味それは予算を縮減するという観点からはいいんですが、地元の建設事業者を育てるという意味ではマイナスに作用する部分もあるんだと思うんですね。その辺をどう考えているのかというところというのは、やっぱりその県の土木行政の中の一つ考えるべきところでもあるんじゃないかなと思うんですね。今、特に道路、橋の補修なんかをやっているところ、これは新潟の例だったですかね、新潟の例がありましたけれども、何本か

出ただけけれども、実際やってみるとどこもやはり事業としては本当は成り立たないんだけれどもやっているんだというような事業者のコメントが紹介をされたりはしていましたがけれども、その辺は県として何かそういう認識はあるのかな、それともそういうふうにはなっていないと思っていらっしゃるんですかね。

○手島道路整備課長 池田委員から今お話があったですね、やっぱり特に橋梁の補修の小さい工事だと、なかなかやっぱり人間1人つけて、監督員をつけてやっていくとなると、なかなかもうけが出ないというようなことは全国的にやっぱり言われております。

それで、熊本県で全てやっているわけじゃないんですけれども、やっぱり幾つかの工事を一緒にやってもらう、そうすることによって、実際は離れていますから一定の金は余計かかるんですけれども、1人の方が専任でできるものがふえると、ある一定のお金が残っていくというようなこともありまして、そういうようなことも含めていろんなことをやっているところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

先ほど松岡委員のほうからも指摘がございましたが、今後その土木の予算というのは結構補修関係のほうにやっぱりシフトしていくだろうというふうに言われていて、そのとおりだろうというふうに思うんですが、ということは、やっぱりその部分、補修にかかる部分でやっぱり地元の事業者を育成しながら、なおかつ地元の技術力も上げていながら、災害に遭ったときにはやっぱりその人たちに出てもらわなければいけない部分もありますし、そういうのはやっぱり地域に近い部分として県としては知恵を絞っていただきたいというふうに思っています。それを要望しておきます。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○堤泰宏委員 大変立派なこの4カ年戦略と思います。それで、高校の先生も余り周知をされていないということは、やはりこれは知らないほうが悪い、また受け取るほうにうまく伝える力がこの戦略にあるのかないのか。私は、これは鶏と卵のような気がいたします。特に、この土木部というのは、やはり費用対効果、何でも仕事をするときには、その元金は税金であるわけですね。これは今、非常に景気が悪いです。マスコミは緩やかな回復とか言いますが、実態はそんな生易しいもんじゃないです。その中で一般の事業者、皆さんも納税者ですけども、税金を払って、いかにしてこの税金というのを有効に使うかというのを、今まで以上にこれは考える時代に来ているような気がいたします。バラ色の夢は、日本の昭和40年代から50年代、高度経済成長のときには非常にこうもてはやされてきましたけれども、その結果が果たしていかにばかりであったかというのも私は検証しなきゃいかぬと思います。非常にこれは聞こえはいいですな、見た目もいいです。本当に気持ちがいいですね。しかし、これが本当に予算的に実現できるかなと思うと、これはこの中の幾つかがこうできるかなというような気が、気はせぬですけども期待が持てるかなと思います。

それから土木の仕事も、これは時代錯誤かもしれないかもしれませんが、よそのことを言うよりも私の選挙区内に久木野村、あそこは昔は水が全然なかったところなんです、山つきで。それを江戸時代に片山、下は名前ちょっと忘れたですね、顕彰碑が建っていますけれども、白川の旧両併村、南阿蘇村の今の白水ですね、両併村のところに堰をつくって、そして山を削って水を流して久木野村にあの田んぼをつくったと。それで、その顕彰碑が

残っておるんですけども、なぜこういう話をするかといいますと、やはりそういう土木事業ですよ、今で言いますと。結果が何百年という形で残っておるわけですね。久木野の米はおいしいです。そして江戸時代につくった用水路もきちっと残っております。それから、それに改良を加えて、また枝葉ができて、さらに畑が田んぼになったと、それが1つですね。

それから高森町に白水路というのがあります・これも草部というところですから僻地も僻地ですね。まず水なんかは希望ができなかったようなところですけども、ここに今の阿蘇市の旧坂梨村、高木、下はこれは忘れてですけども、高木何がしという方が、阿蘇の郡代から派遣されて草部村にやってきて土木事業をやって、どこでその方がそういう技術を覚えられたのか知りませんが、山にトンネルを掘って、そのトンネルに水を流して、そして用水路を引いて、あの寒村であった、水のほとんどなかった草部、特に南部ですね、北部も少しは恩恵にあずかっておりますけれども、そこに用水路を引いておられます。そして、その方は用水路工事の最終的なところで、自分の技術の至らなかったことで、何か高さが少し、水の流れる高さを測量を間違ったと。その人は坂梨村に帰って、公費を使って自分は仕事をしたのに力が足りなかったということで切腹をしておりますね。草部にはその方の顕彰するいろんな文書も残っていますし、坂梨村にもそういう自宅跡にそれをたたえる何かがあるそうでありますので、私は大きいことよりも、それは熊本県民が幸せになるというのは一番希望であると思っておりますけれども、目標を定めてやられることも一つの方策じゃないかと思っております。

私は、これを否定しておるわけでも何でもありません。ただ、高校の先生も余り御存じないということは、知らないほうも悪いと思っておりますけれども、それを重く受けとめるよう

な、重さがないとは言いませんですよ。これは立派な施策で県民のためになると思っておりますけれども、費用対効果、特に皆さんの場合は、土木というのは目的が凝縮されておると思っておりますので、ぜひ県民の要望を、私の場合は今回は阿蘇郡の災害、これは本当に予想以上に迅速に対応していただきました。それから長年の悲願でありました俵山のトンネルも、県道熊本高森線、これ掘っていただいて、南阿蘇村は人口が今減ってないんですね、ふえておるんです。これはもう奇跡的です。それから今度は南小国町に中原トンネルの計画がいよいよ実現するというところで、私としては本当に皆さんには感謝しておりますけれども、先ほど江戸時代の話をしましたように、ぜひ長年残って後世の人からたたえられるようなそういう事業も考えていく必要があるんじゃないかなと思っております、きょうはちょっと土木部のいつもの議題と違って、大きなあれが載ってましたので発言をさせてもらいました。

答えがあるなら部長からちょっと、せっかくだけん。

○船原土木部長 私たち土木部が仕事していますのは、やはり物をつくるのが目的ではなくて、県民に使っていただいてそれをもってそれぞれの生活に役立てる、経済活動に役立てていただくということでつくっているわけでございます。その中でも、今、委員から指摘がありましたように、相当昔につくったやつでもまだ今でも現役で使えと、そういうものというのは非常に我々としては理想でございます。

その意味からしても、百年の礎をつくると、この4カ年戦略の中にもありますが、そういう気概を持って我々も仕事をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。
なければ、これで質疑を終了します。
次に、その他に入ります。
執行部から報告の申し出が5件あっております。
まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。
それでは、関係課長から説明をお願いします。

○成富監理課長 それでは、報告事項の1をお願いします。

新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラムについてです。

まず1で、新熊本県建設産業振興プランの位置づけでございますけれども、(1)で、目的としまして必要かつ良質な社会資本の整備や安心・安全な県土づくり、さらには地域経済や雇用を支える建設産業の振興。

(2)の目標としましては3点ございまして、技術と経営に優れた建設産業、②社会に貢献する建設産業、③透明で公正な市場環境づくりという目標で作成しております。

期間としましては、新プランが平成23年から27年度、前期アクションプログラムが25年度まで、後期アクションプログラムを26、27年度につくる予定にしております。

本日その状況について御説明させていただきたいと思っております。

2のほうですけれども、新プラン、アクションプログラムの事業体系ですけれども、下の枠にありますように、新熊本県建設産業振興プランは、目標に対してそれぞれ支援策を掲げております。

右側に、それを踏まえてアクションプログラムということで、推進事業としましてそれぞれ19の施策を推進事業として掲げております。

2ページ以降に、この議会では、まず状況を報告したいというふうに思っております。

2ページ目をお願いします。

前期アクションプログラムの推進事業及び平成23、24年度の取り組み状況について本日御説明したいと思っております。

まず2ページ目の推進事業のほうにありますがけれども、1の経営相談の実施については、1から4までの細事業がございます。

(1)の経営相談につきましては、例えば事業の実績ですけれども、中小企業支援センターの経営相談ということで、平成23年度163件、平成24年度144件の相談を受けているような状況でございます。

2の県内企業の受注機会の拡大ということで、これも5から8の細事業がございます。

その中で(5)の下請等を含む県内企業への発注の促進の状況でございますけれども、①の事業実績の欄の①ですけれども、県内企業で施工可能なものはできる限り県内企業へ発注ということで、状況としましては発注金額ベースでございますけれども、平成22年度が94%であったものが平成24年度は特殊な事情を除けば、98%まで上昇している状況でございます。

同じく③で、下請業者等の県内企業の優先使用を共通仕様書に記載するとともに、元請業者が県外下請業者に発注する場合、下請報告書で確認するようにしました。

その状況でございますけれども、県内業者下請受注比率につきましては、平成22年度が78%でございましたけれども、こういう施策をすることによって平成24年度は83%まで上昇している状況でございます。

次に、推進事業の3の品質にすぐれた施工ということで、2点細事業がございます。3者協議会の拡充やワンデーレスポンスの拡充、これは平成24年4月から本格実施している状況でございます。

4の地域の核となる企業の育成では、企業の新商品開発等に対する支援等の2の細事業をやっている状況でございます。

5の各種融資制度の活用では、3の細事業をやっています。(13)のほうに、国の融資制度の活用の推進ということで、地域建設業経営強化融資制度の活用の推進ということで、平成23年度には47件の5億円程度の融資実績が上がっております。平成24年度は、28件の3億3,300万円程度の融資実績が上がっている状況でございます。

6の魅力ある職場づくりの推進では、(16)から(19)までの4つの細事業がありますけれども、例えば(18)のワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進及び障害者雇用の評価では、育児及び介護休暇制度の整備、障害者の法定雇用率達成の業者の加点ということで、例えば育児、介護休暇制度を整備している業者には5点、障害者法定雇用率を達成していれば5点というような格付の加点をして、それぞれ加点業者数が例えば696社程度を実行されているような実績が上がっている状況でございます。

3ページをお願いします。

7の推進事業、若年技術者の確保では、(20)から(23)までの4つの細事業がございます。

その中で(21)の若者の建設産業への新規就業を促すプログラムの検討ということでございますけれども、工業高校と地元企業が連携した実践的実業や就業につながるプログラム等を関係機関が連携して検討ということで、現在、熊本県人材確保・育成協議会で協議をしている状況でございます。

具体的には、入職者とか定着の重要性に鑑み、高校生のインターンシップとか高校教師の現場見学会の実施や意見交換、あとはイメージアップのためにどういうことをしていくか、あわせて保護者へのイメージアップをどうやっていくかというようなことについても、現在検討している状況でございます。

8の建設業者の技術力の評価では、(24)から(27)までの細事業がございます。

(24)の技術力の評価では、①で企業や技術者の工事实績や工事成績等を格付及び総合評価で加点評価ということで、格付では県発注工事の成績85点以上で20点、80から85点で10点、年1件を対象にやっています。

総合評価では、工事实績に応じて加点をしているような状況で、それで例えば格付加点業者数としては393件の加点をしているような状況でございます。

9の財団法人熊本県建設技術センター研修の充実ということで、2つの細事業をやっている状況でございます。

10のCALS/EC事業につきましても、(30)、(31)で2つの細事業がございまして、電子入札の市町村への普及ということで、例えば(30)の電子入札の市町村への導入状況につきましても、まだ9市町村しか導入できていないような状況という実態もございます。

11の企業合併の支援状況では、(32)から(34)の細事業がございまして、(32)の合併を行った建設業者の格付・入札の特例措置ということで、合併企業の格付加点、指名での特例措置、総合評価方式での評価という3点からいろいろな施策を講じていますけれども、合併後3年未満は例えば15%の加点をしています。3年から5年は10%の加点をしています。こういう合併特例措置を受けている業者数としましては、23年度は21件、24年度から17件というような形で実績を上げている状況でございます。

12の新分野進出支援事業については、3ページから4ページにかけて(35)から(38)までの細事業がございまして、

3ページ目の(35)の新分野進出支援事業の②ですけれども、新分野進出にかかる基礎調査とか実証実験に要する経費の一部補助をやるようにやっていますけれども、23年度で6件、24年度で8件の実績を上げているような状況でございます。

4ページ目にいきまして、13、14の推進事

業は、社会に貢献する建設産業という目標に向けた推進事業ですけれども、13の社会貢献の評価として、39のボランティア活動への取り組みの評価につきましても、例えば①にございますように清掃活動などのボランティア活動により地域に貢献する建設業者に格付加点をしたりしております。ボランティア活動、消防団協力事業所、保護観察者の協力事業所のうち、1項目該当で5点、2項目該当で10点ということで、加点業者数が1,177社に上るような状況でございます。

14の環境等に配慮した社会資本の整備ということで、(42)から(45)の細事業をやっております。

例えば(43)の建設副産物の再利用の推進の状況につきましては、公共工事建設副産物ということで、再利用の推進ということで、再利用率ですけれども、例えばコンクリート殻につきましては、平成23年度が93%が平成24年度は97%まで上がっているような状況でございます。

15から最後までが、透明で公正な市場環境づくりということでの推進事業です。

例えば、15の入札契約方式の改善では、(46)から(50)までの細事業をやっておりますけれども、例えば(46)の入札契約制度の改善の②でございますけれども、低価格入札やダンピング防止に向けた取り組みの推進ということで、平成25年7月から最低制限価格がおおむね90%になるような見直しを実施しております。

なお、現在の落札率は、平成22年度は93%ですけれども、現在は95%程度になっている状況でございます。

5ページ目の16の総合評価落札方式の拡充ということで、(51)の総合評価落札方式の拡充ということで、①の事業簡素化のため総合評価方式の見直しの検討ということで、簡易型の導入ということで、約70の事業に対して簡易型を導入している状況でございます。

17の元請・下請関係の適正化では、2の細事業をやっておりまして、(53)の下請セーフティーネット等の利用促進ということでは、下請債権保全支援事業等の制度の見直しの活用推進ということで、利用実績としましては平成23年度では86件の1億9,000万円程度、24年度は70件程度の2億3,000万円程度の下請セーフティーネットの利用が上がっております。

18では、不良不適格業者の排除の徹底ということで、(54)から(59)までの細事業をやっております。例えば、(54)の建設業者法令事業遵守対策事業としましては、監理課のほうで嘱託員を2名配置しまして、工事現場等を訪問し、法令遵守の現地指導をやっております。調査実施件数としましては、平成23年度で318件、24年211件の調査を実施し、是正指導等を平成23年度が174件、134件ということでやっている状況でございます。

19は、国と市町村との相互連携ということで国、市町村と連携を、例えば公共工事契約業務連絡協議会等を通じてやっている状況でございます。

4のほうですけれども、後期アクションプログラムの策定までのスケジュールとしましては、平成25年4月から前期アクションプログラムの検証、建設産業の現状の分析、後期アクションプログラムに向けて庁内関係課との意見交換をやっていきます。8月委員会で経過報告をしまして、8月以降に建設業団体等との意見交換をしてまいりたいというふうに思っています。平成25年11月に建設常任委員会で素案の報告をしまして、2月に後期アクションプログラムの案を御説明し、3月に後期アクションプログラムの策定・公表をしたいという形で今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○立川用地対策課長 用地対策課です。

報告事項2をごらんください。

災害・経済対策にかかる用地取得の現状と今後の重点的な取り組みについて御報告させていただきます。

初めに、1、現状として(1)平成25年度の用地取得の概要です。

用地取得、用地補償費の推移にもありますように、平成25年度の用地補償費の計画しております予算額は約118億円となっております、そのうち災害及び経済対策が約75億円となっております。前年度に比べ約76億円ふえています。

また、今年度は用地職員を前年度より13人増員し、体制を強化して取り組んでいるところです。

次に、(2)熊本広域大水害にかかる主な用地取得の概要です。

災害の復旧・復興につきましては最優先で取り組んでいるところですが、平成25年8月2日現在で、熊本土木事務所におきまして白川事業で対象家屋240戸中187戸の方々と契約をしており、契約率は77.9%でございます。

現在、家屋の移転を最優先に取り組んでおりますが、今後、建物交渉と並行して上流の農地の用地交渉に着手してまいります。

菊池地域振興局におきましては、災害関連緊急砂防事業いわゆる災関係砂防を2カ所で用地取得を完了しております。

白川事業では、7カ所中1カ所で用地取得を完了し、2カ所で用地取得に着手しております。

なお、残る4カ所につきましては、裏面に記載していますが、個別説明とあわせて、並行して境界立ち会いを実施することとしております。

阿蘇地域振興局におきましては、災関係砂防事業におきまして15カ所中13カ所で用地取得を完了しております。

道路災害では、用地取得が必要となる交通規制箇所5カ所中4カ所で用地取得を完了し

ております。

いずれにおきましても、取得ができていない箇所につきましては、最優先で取り組んでいます。

詳細につきましては、裏面に参考として概要一覧を記載しておりますので、御参照ください。

次に、(3)用地取得にかかる隘路です。

本年5月、各出先機関用地課に調査したところ、災害関連を含めまして用地取得全般にわたって次の3点が主な用地取得にかかる隘路となっております。

まず、1点目が相続等関係です。100人を超える多数の相続人や外国居住者、行方不明者の存在等により取得手続に時間を要しています。

第2点目が公図関係です。法務局の公図と現地とが一致せず混乱しており、土地の境界確定等が困難で、用地取得に時間を要しております。

3点目が地権者の合意です。補償が不満や代替地選定等により、合意に時間を要していることとございます。

次に、これらの隘路、課題を解決するために、2、今後重点的に取り組んでいくものについて説明します。

まず、1点目として、用地取得マネジメントの強化です。特に水害関連事業は最優先で取り組み、事業終期を見据えた進行管理を行ってまいります。

2点目として、専門的知識を有する民間への外部委託です。用地取得の隘路となっている相続人が多数存在している場合や公図が混乱している場合などは、専門的知識を有する熊本県公共嘱託登記司法書士協会等、民間へ一部事務の外部委託を行うこととし、解決促進を図ることとします。

3点目として、プラスワン運動です。

冒頭説明しましたように、今年度は前年度の約2.9倍の計画となっております。もう1

軒交渉しようなど、用地職員のプラスワンの頑張りの機運を盛り上げています。また、プラスワンを合言葉に、本庁と出先が一体となり個別案件の隘路解決に取り組むこととしています。

小さい見本を記載しておりますが、これを各自見るところに張っています。

最後に災害の復旧・復興そして経済対策の円滑かつ着実な推進には、何よりもまず用地を取得しなければなりません。引き続き、誠心誠意、全力で取り組んでまいりますので、今後とも委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課です。

報告事項3、緊急経済対策などの進捗状況についてでございます。

6月の当委員会で、上半期発注目標の設定について御報告したところですが、その進捗状況について御報告します。

まず、1、発注状況の表をごらんください。上段に緊急経済対策分、下段に全体分について記載しております。7月末時点で緊急経済対策分が約149億円、率にして49.6%、全体では約489億円、率で39.8%の発注となっております。

なお、上段括弧書きの数値は、上半期の目標値です。

中ほどのグラフは、6月から7月の推移をあらわしたもので、青色の棒グラフが緊急経済対策分、赤色が全体分です。

緊急経済対策においては、7月末時点で目標の約5割といった状況となっております。未発注分についても現在工事積算や入札手続などの準備を急いでいるところでございます。

なお、全体においては、7月末時点で目標の6割弱といった発注状況となっております。

す。

次に、2、関連する主な取り組みについて御説明いたします。

まず、(1)工事発注の円滑化に向けた取り組みで3項目あります。その1つが発注体制の強化で、15名の任期つき職員を採用するとともに、検算職員については4月より7名増員して27名の配置としておるところでございます。

2つ目が入札手続の短縮化です。9月30日までの期間においては、入札緩和措置として3,000万円から5,000万円未満を条件つき一般競争入札から指名競争入札とするほか、5,000万円以上については従来総合評価の基本型を適用していたのを、原則として簡易型にすることにしております。

さらに3つ目として、現場代理人常駐などの要件緩和です。現場代理人や主任技術者が兼務できる工事の範囲の拡大を行っております。

次に、(2)資材などの受給逼迫への対応で、2項目あります。

1つ目は、今後、発注工事の増加に伴い資材価格の上昇も予想されるため、資材価格改定の弾力的な運用として、当面、使用資材については毎月調査を行うなど、最新の実勢価格を速やかに設計価格に反映するようにしております。

2つ目は、工所用資材の需給状況について、各発注機関から定期的に聞き取り調査を行っており、需給動向などに大きな変化を生じ調達が困難になった場合はいち早く把握し、各機関に情報提供するようにしております。

次に、(3)県内経済への効果波及に向けた取り組みでございます。これは、県産資材の優先使用及び汎用的な工法採用、そして下請業者への県内企業の採用について、さらなる取り組みを行うものでございます。

具体的には、設計段階や工事の発注段階そ

れぞれにおいて、特記仕様書に県産資材の優先使用及び県内業者が施工可能な汎用的な工法採用に努めるよう記載することといたしました。

また、総合評価方式の評価基準の地域性評価項目に、新たに県産資材の使用の有無と県内企業への下請を選択項目として導入しております。

上半期も残り約1カ月余りでございますが、前倒し発注に向けて最大限努力してまいります。

報告は以上です。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

去る平成25年7月25、26日に、瀬目トンネル検討委員会・地盤検討委員会合同による現地調査及び委員会を行い、トンネル及び地すべりの現状評価を行うとともに、中長期対策を検討し意見が取りまとめられましたので、報告いたします。

まず、瀬目トンネルの概要及び経緯について説明します。

五木村にある瀬目トンネルは、川辺川ダム事業により水没する国道445号のつけかえ道路として、ダム事業者で施工されました695メートルのトンネルです。平成8年3月に供用された後、平成12年10月にトンネル覆工コンクリートの剥離が確認され、その後、地すべりを原因とする変状が進行したため、これまで瀬目トンネル検討委員会の助言を受けながら、支保工等のトンネルの補強や水抜きボーリングによる地すべり対策等を実施し、道路交通の安全を確保してきました。

今般、平成21年8月の両検討委員会の合同現地調査の取りまとめにおいて示されましたモニタリング調査結果のデータが蓄積されたこと、依然として変状が継続していること、これらから検討委員会を開催したところで

今回の合同委員会は7月25日に現地調査を行い、トンネル周辺の地形状況の確認、トンネルの変状状況及び漏水状況等の調査が行われました。

7月26日の会議では、これまでのモニタリング調査結果、安全対策、水抜き対策、地すべりの現状評価、トンネルの現状評価について観測データ等を分析・検討し、各委員から意見が述べられ議論されました。そして、こちらに挙げておりますように、モニタリング調査結果、安全対策、水抜きの効果、地すべりの評価、トンネルの評価及び中長期対策についての5つの項目から成る取りまとめとして集約されました。

今後、委員会の取りまとめに従い、さらなる安全を確保するため追加の応急対策や監視システムの更新・追加等を行いながら、詳細な地すべり調査を行った上で、別ルートでの抜本対策を検討してまいります。

以上、報告いたします。

○坂口建築課長 建築課長の坂口でございます。

報告事項5、熊本県建築物耐震改修促進計画の変更について御説明いたします。

熊本県では、建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、平成19年から27年度を計画期間としまして、熊本県建築物耐震改修促進計画を策定しております。

建築物の耐震化の目標としましては、住宅につきましては計画策定当初の68%を、国の目標を踏まえまして平成27年度末までに90%とすることにしております。

また、特定建築物、これは多数の人が利用しますおおむね1,000平米以上の建築物でございますが、これにつきましては住宅と同様に計画策定当初の79.8%を平成27年度末までに90%とすることにしております。

計画では、もともと計画中間年でございま

す平成27年度の見直しを予定しておりましたが、東日本大震災の発生を受けまして、地域防災計画が2年をかけて大幅に見直されたこととございますので、その被害想定を踏まえまして、現行の計画を基本としまして一部施策の追加による変更を行うものでございます。

主な変更内容といたしましては、1点目が被害想定を反映しました重点的な耐震化の促進でございます。震度6弱以上で建築物が倒壊する可能性が生じるということ踏まえまして、緊急輸送道路沿道や最大津波浸水域のうち最大震度が6弱以上となる地域におきまして、重点的に耐震化に取り組むこととしております。

2点目が防災上重要な施設の耐震化の促進でございます。これまで震災後の活動拠点となります庁舎や保健所などを中心に耐震化に取り組んできた結果、県有の活動拠点施設や特定建築物につきましては、今年中に耐震化率が100%となる見込みでございますが、今回の計画変更によりまして、緊急避難施設となります学校の耐震化にさらに取り組んでいくこととしております。

3点目でございますが、東日本大震災でも多くの被害が発生いたしました天井や外壁などの非構造部材やエレベーターなどの建築設備につきまして、新たな安全対策を進めることとしております。

計画の変更内容につきましては、学識経験者等から構成されます耐震改修促進計画変更検討委員会を3回ほど開催いたしまして、いただきました御意見を踏まえ素案を取りまとめまして、7月17日から8月15日までをパブリックコメントとして実施したところでございますが、今後9月をめどに計画を公表する予定としております。

なお、参考といたしまして、資料裏面に緊急輸送道路及び最大津波浸水域と震度6弱以上となる地域の図を重ねまして記載しており

ます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 ちょっと2点ですけれども、1つは用地取得の件です。

本当に御苦労、夜討ち朝駆けで頑張っておられる、そのことはもう評価させていただきたいと思っております。

ただ、やっぱり時間との勝負、戦いでしょう。となれば、用地取得は非常に大きな意味を持つということは、もう誰でもわかっておるとですね。大体、普通言われる8割用地取得が進めばもう仕事は終わったものと一緒ですね、それくらい、工事全体がもう8割くらい進んだと一緒だというふうに言われるわけですね。

そこで、頑張っておられることはわかっておりますけれども、何か自分たちでのその、恐らく内部では目標は持っておられるというふうに思っております。ただ、非常に難しいところがあったりですね、市町村が協力ができないとかいろいろあったりですね。これは、やっぱり基本的には災害は市町村が頑張っていかなければいかぬわけですから一緒になってやる、あるいはもう県独自でもう先行してやる、いろいろ方法はあるというふうに思っておりますけれども、その辺がある一定の、何%とまでは言わなくてもいいから、目標を持って戦略的な、まさにその用地取得をやっておられるかどうかをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○立川用地対策課長 先ほど私説明しましたように、災害復旧・復興は最優先でやるということで、それはもう目標としてやっているところですが、今先生おっしゃった目

標ということでいきますと、昨年災害が起きましたので、例えば先ほど熊本市の家屋の取得状況を御説明いたしましたけれども、一応25年度末までに、いわゆる本年度末までにめどを立てようということでやっております。

それで先ほど3つの、熊本と菊池と阿蘇ということで表でも御説明いたしましたけれども、それぞれ少しずつ、買う場所も違いますし買う事業種も違いますので、統一的に現状でいついつまでということは決めてはおりませんが、それぞれの地域で、先ほどの熊本土木でいけば年度末まで家屋はとにかくやっていこうというようなことはやっておりますし、阿蘇におきましても今最優先でやっておりますのは、先ほど御説明いたしました災関緊の砂防、それからちょっと御迷惑をかけております道路災害復旧ですね、そういったことを相手が、相手といますか相続人とか、いろんな土地が宗教法人の、裏面にも書いておりますけれども、休眠の法人であったりして、ちょっとめどが立たないときもあつたんですけれども、現時点ではおおむね大体めどが立ちつつありますので、それを計算しながら後ろの目標を立ててやっているとというのが現状でございます。

○佐藤雅司委員 私は現地で、このように申し上げております。県が例えば遊水地であるとか、例えば道路の整備をこの際やるとか、それから河川の話だとか、いろんなことを計画を25年度中、26年度あるいは27、28ぐらいまでにやりますという、振興局あるいは土木部で決めてあります。それについても一部変更はあり得ると。それは、やっぱり用地取得の状況が影響してくるんだということを申し上げておるわけですね。ですから早い者勝ちじゃないですけども、早くまとまってくださいと、まとまったほうからやっぱりその計画も先に進ませていただきたいというようなことを私も県のほうにも強く言っておるし、

また、それができないところをいつまでも食いついてやっておったっちゃ、それは先に進みませんもんね。土地収用法で強制執行とか何とかできるならいいけど、多分できないところは、阿蘇地域あたりではいろいろな基準があるだろうと思うんですね。したがって、やっぱり住民の御同意というのが一番大事になってきますから、そこができてないと、できませんよ、そういった話をしっかり地元行政と連携をしながら言っていくということは大事なこっちゃなかでしょうかね。そのことで、やっぱり目標を立てていながら、地元としっかり連携をしながら徹底したですね、せっかくこうやって激災・激特の制度もつくったし、ということはお金もちゃんとあるわけですから、この機に、まさに県知事がおっしゃる創造的復旧に向けて頑張ろうということですから、ある意味チャンスの部分もあるわけですので、そういったことを戦略的にやっぱり展開してもらいたいなというふうに思っております。

要望ですけども、ぜひ頑張ってもらいたいなというふうに思っております。

それから、もう1点いいですか。

○内野幸喜委員長 はい、どうぞ。

○佐藤雅司委員 この報告事項4の瀬目トンネル、私も一遍行ってみたいなという気持ちに今なったわけですけども、別ルートで考えると、ええっというふうに、やっぱり当初のいわゆる技術的な問題もクリアできてなかったのかなと、まさに不測の事態といたしますか、高森の遊水トンネルのように水が多く出だしたとか軟弱な地盤だったとか、冒頭からわからぬだったのかなというわけですね、これはやっぱりいろんな指摘を受ける可能性が大きいなというふうに今思ったんで、そこら辺いかがですかね。

○増田道路保全課長 先ほどもお話ししましたように、ダム事業のつけかえ道路ということで施工された道路でございます。その折には調査はやられて施工されたわけです。当時、橋梁案とかトンネル案といったことで検討されたというふうに聞いておりますし、その中で地すべりがあるということで、橋梁を避けてトンネルをやられたと。その際の調査では、地すべりのほうは避けたと。2カ所、2カ所というか2本ほどありまして、それは避けて十分、その当時の知見では十分だということで施工のほうはされたということで、この委員会の中でもその辺は吟味されて結論としては出されております。

その後の調査といいますか、変状が受けた中で再度調査をする中で、表層から90メートルほど深いところの地すべりが現在トンネルの変状に影響を与えているという状況でございます。まあ当時の知見からしたらやむを得ないということで、結論としては受けております。

○佐藤雅司委員 その調査検討委員会の中で、やっぱり難しかったというようなことなんでしょうか。どうでしょうか。

○増田道路保全課長 そういうふうに結論づけられておまして、その後、平成17年にこの委員会立ち上げられて検討されている中では、その地すべりの抑止ということで水抜きボーリング等もずっとやってはおるんですけども、依然として緩やかではありますけれども地すべりがとまらないといったことから、今回そういうモニタリングのデータ等がそろったことを受けて、検討委員会の中で吟味をしてもらう中で、やっぱりそういうすべりあたりがとまらなければ、そういう抜本対策も必要になるのかなということで意見のほうはいただいております。

今後といいますか調査を密にやりまして、

そういう全体の把握をやりまして、そういう後の対応というのを早急に検討したいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員 学識それから技術者ももちろん入っての中の話でしょうけれども、私はトンネル技術なんかというのは世界最高水準だというふうに、我が国はあるなというふうに思っておるわけですがけれども、変なところで見抜けなかったみたいな話なのかなという印象を持ったもんですから。以上でいいです。

○内野幸喜委員長 瀬目トンネルでちょっと私も。ちょっとこの前も話したんですけども、当時はやっぱり予見できなかったと。とはいえ、国に対してはやっぱり私はちゃんと言っていくべきだと思うんですけども、その点は今どうなんですかね。国のほうは、どういうふうに。

○増田道路保全課長 国に対しては先日、九州整備局等の事業連絡会あたりもありました折に要望もしておりますし、機会あるごとにやっておる。当然、建設をされたのは国なもんですから、当時の知見といいますか、それからすればやむを得ないとはいいながら、その辺のところは。

それとあと、こういう事例というのは少いうございますので、技術的にも非常に高度な技術も要りますし、当然、事業費等もかかってきますもんですから、そういう技術的な面それからお金、予算的な面あわせて国のほうには今までも要望しておりますし、今後も要望していきたいと思っております。

○内野幸喜委員長 何かこう釈然としないんですね。だから、やっぱり引き続きそこは言っていっていただきたいというふうに思います。

（「委員長、関連で」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 関連で、はい。

○松岡徹委員 建設産業振興プランについて、かなりありますけれども、関連で瀬目トンネルのほうから。

僕の資料では、平成17年6月に検討委員会がありますよね。その検討委員会のまとめでは、地盤の変動に関する別途委員会を立ち上げ詳細な検討を進めていきたいと考えており、早急な検討をもって次回委員会に提示したいと、云々とかなっているわけですね。

それで、平成21年の8月18日に瀬目トンネル地盤検討委員会というのがあって、そのまとめでは、道路の安全性を確保するためにモニタリングを実施するとともに、緊急対応体制を確保しながら、並行して効果的な水抜き対策を実施すると。その後、効果の検証を行っても、なお十分な効果が得られない場合には新たな対策を検討すると。そしてまた、このいわゆるあったわけですね。

この問題は私は17年ごろからこの建設常任委員会で取り上げてきて、何回も現場を見に行っただけけれども、もともとが、例の川辺川ダムの問題のときに一緒に分析なんかをしておった熊本大学の名誉教授の松本先生、もう亡くなられておるんですけども、あの先生の見方は、やっぱりトンネルの場所をもっと深いところにしないとやばいと、危ないというような見解を持っておられたのを思い出すんですけど、ずっとこう委員会があって地盤検討委員会もあって、そして今回のあれでいくと、要するに水抜きもやったけれども、効果的ないわば水抜きをやってそれで効果があった、一定のあれはあるけど、それで解決施策とはいかぬということで、僕は非常に大事なのは、あらかじめ迂回路を確保する必要があるというふうに言われているわけですね、あなたが説明した文書でも。

これはぜひ委員長、この報告書全部を読みたいと思うし、委員の皆さんには配っていただいたら、後日でも。そういうふうにこの文書ではなっていると。

そして、いわば別ルートでの抜本対策を検討すると、こうなっているわけですよ。ですから前回も言ったように、もともと、あるコンサルのあれでは、ここは危ないというのがあったということも我々としてはこの間議論してきて、そしてそれが変わって大丈夫だというのが出されたという経過も以前ダムの議論のときにしたことがあるんですけども、いずれにしろ大丈夫大丈夫だと言って、この時点ではいわば迂回路を確保する、そして抜本的な別ルートとなっているわけだから、これはもう極めて深刻な事態だと。私はもう何回も行くけど、もうあそこは通りたくないとか、もう以前からしてだんだんだんだんこう悪くなって、それで今回こういうような報告が出ているからですね。さっきあなたが言ったような、迂回路を確保する必要があるというところは読まなかったけど、迂回路を確保する必要があるちゅうことは、やばいちゅうことじゃないんですかね。

委員長、これは建設常任委員会としても、佐藤先生からもお話があったけど、重視して現場視察をやったり、執行部任せじゃなくて、これは本当何かあったら大変なことになるからですね、その辺の現状認識が、さっきの課長の報告ではちょっと甘いんじゃないかなという感じがします。この迂回路を確保する必要があるという、書かれている意味はどういうことですか。

○増田道路保全課長 今までも補強については支保工等でやっておりまして、それから水抜きボーリング等の対策もやっております。それに加えて安全対策として監視体制ですね、光ファイバーケーブルの設置あたりもやっておりまして、それでずっとやっ

ております。

ことしになりまして、4月からは毎日、目視点検ということで、人が歩いて確認をするというようなこともやっておりますし、その光ファイバーケーブルについても増設をやってということで、安全面の監視体制については今後も充実をさせていくと、今年度ですれ充実をしております。

迂回路につきましては、念には念をとというようなことで、何かあってからでは遅いものですから、そのための準備と申しますか、そういったことで二重三重の準備をしておく。特に445号につきましては幹線国道でもございますし、人吉と五木を結ぶというようなルート、大事な道路でもございますもんですから、そういった意味で、何かある前にと申しますか、そういう念には念をと申すことで。我々としてはもう十分、そういう補強なり監視体制をとっておりますので大丈夫だというふうに考えてはおります。

○松岡徹委員 どうもおかしいんじゃないですか。大体この問題はもう10何年前、平成12年の10月に側壁がはがれて、それから割れ目ができたり次から次になって、その都度、大丈夫大丈夫だと。17年には国と県で共同で瀬目トンネルの変状は大体解消したという説明会もやられているんです。そういうようなことで、だんだんだんだんきて、迂回路を確保する必要があると。災害対策だから、いわば安全だから命にかかわる問題だから念には念を入れるのがあたりまえですよ。だけど迂回路を確保する必要があるというふうに報告書ではなっているわけだね。そうしたら、迂回路を確保することについての具体的なプランと申しますか段取りと申すか、が必要じゃないですか。やっぱり迂回路は迂回路で確保する、安全対策は安全対策で、情報いわばそういうのはきちっと整備しながら、それをしながら同時に別ルート対策も検討しましよ

うということでしょう。だから、大体大丈夫ですと、念には念を入れて迂回路ということならば、迂回路についての具体化はどのようになりますか。

○増田道路保全課長 迂回路については、対岸に村道がございます。

○松岡徹委員 それは知ってるたい。

○増田道路保全課長 はい。それから下には旧445号がございますので、これらを補強してというふうに考えております。

○松岡徹委員 補強は、どういう段取りでやるわけ。迂回路の計画は。

○増田道路保全課長 445……

○松岡徹委員 9月議会で予算か何か出すと、迂回路の整備について。

○増田道路保全課長 予算につきましては、現況の予算で対応したいと思っております。

○松岡徹委員 やっぱり、これはできれば建設常任委員会として現地を見て、それは佐藤先生もおっしゃったけど、あそこを通ればみんなやっぱ怖いですよ。それは住民は毎日それは通ったりしているわけです。我々は何か行くにしても時々ですからね。そういう点では念には念を入れるのは当たり前であって、迂回路対策などについてもきちっと、どうするかということを考えていただいたらと、一応提案ですけど。

○内野幸喜委員長 はい、検討させていただきたいと思います。

ほか。

○城下広作委員 ちょっと、せっかくだからその論議の延長で。関連ではないですけども。

公共事業はお金がかかるから、いろいろトンネルだ橋梁だといろいろと、橋梁なんかは下の地盤が緩かったから途中で設計変更して、くいを延長するとか何とかと言われるけど、意外と事前の調査には余りお金をかけたがらないというか、金がかかるもんだから。調査を怠ると意外と後で大量なお金がかかる、工事変更を余儀なくされるというのが往々にしてあるものですから、やっぱり事前の地質調査とかいろんなことを、ある程度しっかりやるという予算の考え方も持っておかないと、意外とルート変更、抜本的に工事を実際いざやったら大きく変えないかぬ、もっと高くつくというのがあるから、これはちょっといろいろと、今から大きな道路をいっぱいやる時も、やっぱりトンネルをつくる、そのルートが本当にいいのか、ある程度地質をしっかりとっておかぬと、また同じように水がどんと出て、これは変えないかぬとかなるから、これはこの辺でちょっと今後の分としては一応教訓にしておくというようなことで、大事な観点かなというふうに思う。

私は別の部分として、先ほど用地の交渉の部分のございました、進捗いろいろ、佐藤委員のほうからもありました。

それで、ずっと私も気になるのは、例の土地の所有者が、これだけ国際化になると外国にも土地の所有者が、兄弟でもう相続でいっぱいいたりとか、それとか、なかなか日本人というのは土地を名義をそのまま、親が持っていて子供に変えないと、特に田舎の山林なんかそのままということで、もう代々そのままにしておく、結局、所有者が限定できないとかで非常に買収に手こずる、もうそういう現実的要素があるわけですね。これは、もう法律をちょっと変えにやいかぬということもあるけれども、これは簡単に変えるのものな

かなか難しい、所有権の問題だから。こういうのでずっと足かせになると、やろうとしたって現実にやれないというようなことがいっぱいあるわけですよ。

それと今度は結構、村とかその集落単位で共同所有という部分で、これがまた100人、200人いれば、全部100人の関係者を見つける、実際には亡くなって、おらぬとか、ああだこうだとかなくて、非常にそういう部分に対して足かせになっていると思うんですよ。この辺を本当はもっと抜本的に論議しておかないと、これは国も通して、こういうのでやっぱり災害時とか緊急にとかいうのを要する分に対してはもっと簡素化とか何らかの形で知恵を使って、早くできるようなことを考えないかぬかなと思うんですけども、この辺もちょっと現場のいら立ちとか大きな障害になっているという部分の考え、もうちょっと現場に当たっていろいろ障害になっていることは何かないですか。

○立川用地対策課長 今、城下委員おっしゃったとおりでありまして、いら立ちというのであればですけども、これは私ども熊本県のみなならず、国におきましては河川国道事務所に用地課はありますけれども、全く同じような悩みを抱えております。そして我々の用地の専門の、雑誌とかにありますけれども、そこでいつもそういった議論をされていまして、抜本的なそういったその解消できないかというような声がちらほら出ていますけれども、今先生おっしゃったように、これはもともと相続でいきますと民法のことになりまして、基本的財産権に関することでもありますので、土地収用法等は一応最後のとりでとしてはあることはあるんですけども、それなかなか活用できないといった隘路になっておりまして、非常にその、何とかいいますか、すんなり1対1で判こをもらえれば、もうすんなりいくんですけども、私どもはきょう

御報告させていただきましたとおり、この隘路というのが、これはもう日本全国といえますか、どこの起業者においても課題となっています。

まあ長期的には、委員おっしゃったように、国においてそういったことも検討していただければと思いますけれども、先ほど申しましたように、いかにせん民法からやっぱり変えないかぬとかそういったことに波及するもんですから、なかなか私たち一起業者だけではどうにもできないというような課題にもなっています。

そういうこともありまして、ここにちょっと私ども今回重点的に取り組むものということの中で書いておりますけれども、できるだけ、私どもでできる分はやっていこうということで、現時点でできるのはきょう御報告させていただいたところが精いっぱいかなというのが正直なところではございます。

○城下広作委員 だから大変頑張っておられると思うんですよ。要は、あとお金の問題、個人の主観の問題で、用地の金額のある意味では不満でどうこうというのは、これは時間がたてばある程度は数も解決すると。

ただ、先ほど言ったのは、これはもう時間とか何とかは関係なしに、環境的に抜本的な問題として、これは絶対政府も考えなければいけないことなんです。それと東北の復興がおくれているとがんがん言いよるけど、実際にはこういう問題、土地の所有権とか集団移転とか、いろいろとその場を離れるというのは簡単ではないということであって、実際には手がつけられないというのがあって、ああいうのが誤解されていて何もやってないみたいに言われるけれども、これは間違いであって、実際には個人の土地というのが現存して、そこでそのまま住めるか、住んだらまた同じ災害で大変だということと、そういうのが動かなくて結局進まないのが結構あるんですね。

だから、こういう部分でしっかりとやっぱりこの問題は、やっぱり何もしなければずうっと同じように交渉も進まない、仕事をやってないみたいに誤解を与えられるから、これはやっぱり本当、我々もしっかり、こういう抜本的な問題は国も論議しながら、用地に関しての取得の、災害には特にある程度早くまとめられる方法はないかなと、知恵もちょっと考えていきたいなというふうに思っております。ぜひ頑張ってください。用地よろしく。

○立川用地対策課長 激励もいただきましたので、国に対してもそういった声を機会があれば言っていきたいと思っておりますし、今ちょっと東北大震災のときのお話がありましたけれども、やっぱり震災も結局は同じ制度で用地買収を行ってという形で、なかなか進んでないというのが現状です。ですから国からは、先ほどちょっと私も申し上げましたけれども、地権者が不明の場合は土地収用法を活用するなどしてやってくださいというような文書も、これは東北向けなんですけれども、全国にも参考までにこういったのを国から発出したというようなのが来ておりますので、これは東北のことですけれども、私どもも災害も抱えておりますので一生懸命やっていきたいと思っております。

○城下広作委員 了解です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。
ほか質疑ありませんか。

○松岡徹委員 建設産業振興プランについて、後期アクションプログラムに向けて検討して今まとめると。

それで1つは、現在の建設産業振興プランの建設産業の現状と将来見通しというところについての、もう少し踏み込んだ検討をする必要があるのかなと。

ピーク時の建設投資に比べると、いわば減って、業者も大体4割以上減っていると、いや業者は減ってないと、18%台と。建設投資は4割以上減っているけれども。これは、この間一昨年の委員会でも言いましたし、この前も言ったけれども、実際は30人から199人規模の業者のを見ると、大体4割前後減っているわけね。1人から4人、5人から9人のところが12%とか7%になっている。そこが母数の中の割合が大きいもんだから、平均ですると10何%になると。だから、ちょっと荒っぽいとか分析が。全国的にもそうだけれども、一昨年のこの委員会で私が全国の資料ば示して、これに倣った熊本県の実態をデータとして出してくださいと言ったとき、監理課からいただいた資料があるんですけども、それも大体同じような傾向になっているんですよ。1人から9人までの数が10何%で、いわば引き下げているんですけども、これも近年また全国的にはかなり減ってきているわけですね。

ですから、その建設産業の現状をピーク時と比較して、そういう形での分析が国のほうでもなされているし、県のほうでも、悪く言えばオウム返式的に書かれているあり方は、もう少し踏み込んで検討したほうがいいんじゃないかと。必要なデータを金子監理課長のときいただいたのが県にもあると思いますので見ていただきたい。

もう一つは見通しの問題で、結局はその現状と将来見通しの関係は、現状がそれで公共投資は年々減るばかりだと、だからその新産業プランでは、新しいところへの業種転向やいろいろなということになっているわけだけれども、先ほどもちょっと言ったように、いわば無駄な大型の公共事業で、そういうものは僕はすべきじゃないと思うんだけど、実際のその道路や橋や港や住宅や、さまざまな社会資本の維持修繕管理というのは膨大なものが県だって必要になってくるわけですよ

ね。ですから、いわば一路縮小という見通しじゃなくて、そこら辺の新たな現在の状況を踏まえたいわば予算の規模、それが年間にすればどうなるのか、そういうのを踏まえた将来見通しと、それに対応できるような建設産業というような組み立て方が必要になってくるんじゃないかと思えますけれども、まず第1点目その辺のところについて、全部まとめて聞いたほうがいいかな。

○成富監理課長 今、現状と将来見通しということで、現状につきましてはおっしゃるとおり、建設投資がピーク時に比べれば半分、建設業者は2割ぐらしか減ってない、技術者は3割ぐら減っているというような実態はございます。

こういう現状については、技術者のところはちょっと新プランの中では弱いということでありましたので、その辺は今度アクションプランをつくるときには少しフォローしていきたいというふうには思っています。その辺の議論をちょっと踏み込んでやっていきたいというふうには今思っている状況でございます。

もう1点、将来見通しについてはおっしゃるとおりですけども、県の予算というのは、公共投資につきましては国にある程度財源の面で依存しているといえますか、そういうところがありますので、なかなか県だけでこの将来見通しを立てるとするのは非常に厳しい状況です。御存じのように交付税の問題等もありますので、その中で国が国土強靱化ということで、いろいろなことで今から防災・減災に向けて一定程度の予算をつけていられるのかどうかというのが、ちょっと新年度予算をしっかりと踏まえてちょっと見通しを立てていかないといけないなというふうには考えています。

そういうことを踏まえて、単県だけではかなり厳しいもんですから、国の予算の動向と

それを踏まえて、今さっき委員からございましたように、今からは維持管理に関する予算等も必要になってきますので、この予算を一定程度確保しながら、これに向けて、じゃ地域ごとに建設業者というのはどうあるべきかと。で、各地域ごとにどれだけの業者が必要かという問題もいろいろございますので、そういう投資の中でその辺の一つ一つの問題を、短期的にはちょっと、すぐ片づけられる問題でもない問題もいろいろございますので、中長期的な観点を踏まえながら検討していきたいといふうには思っています。

○松岡徹委員 いろいろ検討してほしいと思うんだけど、もう一つピーク時との比較の問題では、前回は言ったように1985年で見ると50兆円、50万業者、今も大体その程度なんです。ピーク時は80兆円、60万業者で、大体いわゆる、ある面では公共投資が異常な高まりを見せた90年の時期を除いて、85年と比較すると大体同じようなレベルにあるわけで、だからそういうスパンでも見て、やっぱりいろいろ建設産業、やっぱり国土の安全、国民の安全という点から見て、どうあるべきかというのは、そういう角度も必要じゃないかなと。

やっぱり国も、いわばさっき言いましたように国交省自身が190兆円、50年間で。それで30兆円足らぬというような分析もしているぐらいだから、やっぱり国自身も変わっていてもらわないかぬし、県としてもやっぱり主体的に議論する中で国にも要請していくというようなことをしていただきたい。

2番目に、ことしの4月1日の例の、この前も聞いた公共工事の設計労務単価の問題です。ね、15.1%への引き上げ、これは1997年から公表するようになって、いわば初めて2桁台になったんですけど、これが実際、10月に大体調べるようになってはいるんですけど、実際のその効果といいますか、国としては行

政にも業界団体にも要請をしているようですが、その辺は今の時点ではどのように捉えておられますか。

○成富監理課長 設計労務単価につきましては、昨年の10月の労務費調査を踏まえて、今年度は技術労働者の処遇改善とか社会保険への加入とかいうことを踏まえて、政策的な面も含めて前年度に比べて13.5%、県でも労務単価を引き上げています。

おっしゃるとおり国からは本年の3月29日に県、市町村さらには民間団体と建設業団体に対して、技術労働者への適切な賃金水準の確保ということで、ダンピング受注の排除とか社会保険加入などを促進するとかいうような通知がなされています。

これを受けて国では、ことしの7月16日から8月6日の期間で、下請取引等実態調査がなされています。この中で今度の技術労務費の、労務単価の引き上げがどの程度実際なされているかというのが、今調査をちょうど国のほうでなされている状況でございます。

これを受けて、建設業、産業団体連合会においても、労務賃金状況の調査が四半期ごとにするというようなことが全国レベル、当然九州でも熊本県でもそういうことをやるというような決意でなされていますので、四半期ごとに建設業団体のほうでも、例えば公共土木であれば3億円以上だったら2割程度、役員以外のところは、1億円以上であれば1件程度をそれを業務調査をするというようなことで、今建設業協会のほうでもそういう準備をされているとお聞きしています。

県としてもこのような状況を踏まえて、8月16日の日に建設業団体連合会宛てに、公共工事設計労務単価の改定を踏まえた適切な賃金の支払いをしてくれということをやを要請をさせていただいています。その元請となる建設業団体のみならず、下請でやります技能労働者組合とか鉄筋とか型枠とかいろいろの工業

団体に対しても、こういう労務単価がちゃんと上がっているということを認識してちゃんと、これは総価契約の中で、民民の契約の中でですけども、そういうことをちゃんと認識してやっていくようにというようなことで依頼をしています。

この労務調査については、この4月からでありますので、実態としては4月以降に県が発注したのか、大体7月からの工事が多くあります。7月から工事したのが、実際工事に着工して賃金が払いが出るのは9月、10月になっていくというのが現場の実態的な感覚でございます。そういうことを踏まえると、この10月の労務調査ですぐ反映実際したものが出てくるのかというのは、もともと業界団体からもいろいろな意見があるみたいです。

そういうことがありますので、今後県としてどういうことをやるかというのは通知をさせていただきまして、あと国とか建設業団体が労務調査をするということがありますので、そのすき間がかなりあります。このすき間に対して、私どもはそういう調査の制度とか何とかを見ながら、どういうことをしていくべきかというのは引き続き検討をやってからやっていきたいというふうには思っています。

○松岡徹委員 結局は、4月1日からの設計労務単価を2桁台に乗せた。何で国交省がそういうふうにしたのかというのは背景を調べてみると、結局は建設産業の技能者が、いわばだんだんだんだん少なくなって、その技能の継続ができないというか、あるいは公共工事の品質の管理ですね、品質の保証ができないとか、そういうようなこともあってこういうふうになったようなんですけれども、もともとこの間、公共工事、コスト、構造改革というのでずっとそのいわゆる、大体市場方式とって、賃金の状況ば調べると、大体公共工事を締めていくもんだから低価格競

争になって、業界は。そうすると、どうしてもそれは労働者、事業者の賃金の低下になって、その下がった賃金を10月に調べて、それを基礎にいわば設計労務単価を決めるもんだからマイナスのスパイラルになってきたわけですよ。どんどんどんどんもう技能者もいなくなって対応できないということで、いわば今度設計労務単価が変わったと、そういうことなんですね。

ですから、今課長が言ったその10月で実態が出ないかもしれぬ。それで私が思うのは、いわばそういう市場方式、いわば下がった賃金をベースにして労務単価を計算するというやり方じゃなく、今度いわばあなたも言ったように、4月1日の労務単価の引き上げは、いわば賃金、従来の市場方式に加えて社会保険の負担とかそういったものも加味して、いわば2桁台の引き上げをしたわけですよ。それは言葉で言えば、いわば標準生活方式と言うらしいんですけども、市場方式に、市場調査方式と違う、いわば標準的な生活が建設産業従事者も送れるためには、いわゆるその市場調査だけじゃなくて、社会保険なんかも払えるような価格にすべきだというような、そこら辺のところ国交省自身がいわば事実上は改めたわけだよ、今度の2桁台の。そこら辺をやっぱり熊本県としてもよく検討して、国交省にもいわば積極的に問題提起もするし、県としても業界ともしっかり協力してやっていただく必要があるんじゃないかなと思いますけども、その点いかがですか。

○成富監理課長 委員おっしゃるとおり、今回の労務単価というのは国のほうがもう何10年来のこういう政策的な決定でございますので、その意向を建設業団体のほうも理解しながらやっていくということでございますので、おっしゃるように建設業団体さらには下請となるそれぞれの技能士組合とも連携しながら意見交換しながら、できるだけそういう

ことが適切にできるような環境づくりをしつかり県としてもやっていきたいと思ひます。

○松岡徹委員 結局は県の建設産業プランでも若年技能者対策とかあるけれども、あなたも説明したけれども、調べてみると若年労働者いわば若年の入職者、これは1990年に比べると5分の1に減っているらしいんですよ、若い人が建設産業に入るという数が。それから入職した人の離職率、これが一般の製造業の大体2倍になるらしい。だから本当に、いろんな、産業プランでいろんなメニューを書いているけど、肝心かなめなところはやっぱり賃金を引き上げて待遇をよくするということに変わらないと、この傾向は変わらないと思う。そこのところをね、しつかり。

それから、次によかですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 不良・不適格業者問題ですけども、これも今僕が言ったことと関連するけど、国土交通省の建設産業の再生と発展のための方策2011とか2012の中では、社会保険未加入企業が不良・不適格業者の中に入っておるわけですよ。ところが、社会保険の未加入の問題は、なんちゅうか、いわば実際そういうことができないような単価で受注せざるを得ないというか、そういう現状に業者はあるわけですよ。そこに、だんだんだんだん、さっき言ったこととの関連すれば追い込んでいった傾向があつて、それを不良・不適格業者と。それで設計労務単価を、繰り返しませんけれども、やっぱり社会保険の負担能力なんかも加味したものに引き上げようということで国交省自身が出しているわけですよ。

ですからこの不良——もちろんここに書いているように暴力団関係者とか法令違反とかいろいろね、そういうひどいものはよろしくないけど、やっぱり社会保険未加入業者を一

方的、機械的に不良・不適格業者として排除していくというやり方は改めるべきじゃないかと、よく検討すべきじゃないかと思ひますけど、いかですか。

○成富監理課長 委員からそういう意見でございますけれども、一応社会保険加入につきましては、やはり福利厚生面から、入職者としてはやはり、まあ親御さんたちに言わせれば、求人票を見れば社会保険の加入もないような業者にはやっぱりどうかというような意見もあつて、こういう社会保険とか福利厚生面でのある程度の建設産業も大事という、ちゃんとしないと入職者が図れない、定着が図れないというような反響もございましたので、社会保険未加入業者が不良・不適格業者とまでは言いませんけれども、そういうことをちゃんとやらないと若者が入職してこない、定着していかないという現実もありますので、社会保険の加入につきましても、県としてはある程度のことはちゃんと監視をしていきたいというふうには思っています。

○松岡徹委員 もちろん、そういうふうにしていかなんけど、国交省のあれでは不良・不適格業者にそれが入っているわけですよ。だから、それはやっぱり余り機械的にね、現状を踏まえて改善の方向でもう少し柔軟に対処したほうが。（「当然適用事業所は法律だ、法律違反だ」と呼ぶ者あり）。

○成富監理課長 済みません。佐藤委員がおっしゃるように、社会保険法でちゃんと5人以上雇っているところは入らないといけなくなっていますので、そこはしつかり……

○松岡徹委員 だからね、それはそうだけど、いわば実態はそういう、僕が繰り返したような現状にあるわけだし、結局は国交省自体も2011とか2012なんかで示した不良・

不適格業者と言ってきたけど、今度の設計労務単価の考え方では、そういう新たな段階に来ているわけだよ。だから、そこをやっぱり国にも働きかけて、いわば熊本県の建設産業を守る業者を守るという立場でね。いわば国がそうだから排除するというようなやり方でええのかということば言っているわけですか。

○成富監理課長 排除するというより、まずは法をきれいに守ってもらうことは必要と思っています。

○松岡徹委員 それからね、これ最後にしますけど、建退協の証紙の添付問題ですけれども、これはもう御承知のように建設産業というのは個人の請負だったとか職場が変わったりということで、有給休暇とか退職金とかなかなか難しいんですよ。だから業界としていわばカバーするという事で建退協の制度ができていますよね。これをやっぱり本当に徹底せいかぬということで、熊本市に聞いたら、熊本市は市関係の現場に立入調査をしているわけだよ。まあ僕に言わせれば、すごく評判のよくない熊本市なんだけれども、余りいいことしてないような熊本市だけれど、その点では熊本市が進んでいるなと思ってね。県としてもきちっと、そういうことはやるべきじゃないか、実態調査をね。そして改善を図っていくと、業界と一緒にね。ということはどうですか。

○成富監理課長 建退協につきましては、県は元請業者に対して契約時とか下請報告書を出させるとき、あと経営事項審査に対して、元請に対して購入状況とか交付の状況というのは確認しています。

ただ、下請に対して、熊本市がやっていますように下請から実際の実績報告を出してもらうというようなところまでは県は実際やっ

てないところがございますので、現在も10月からそういうことが、やはり元請だけに調査してはどうかという点も一つはありますので、熊本市がそういうことをやっておられるということもありますので、10月から下請に対してもそういう実績報告を求めることができないかという、まず試行的にやってみようということで今準備をしている状況でございます。

○松岡徹委員 熊本市がやっているぐらいのことは県としてきちっとやるということ、重ねて求めておきたいと思います。

○成富監理課長 熊本市のことも踏まえて、県としてどうするかを今しっかりやっております、検討している状況です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○松岡徹委員 一応、建設産業関係は以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○城下広作委員 振興プランで1点だけ。

松岡先生の話ではないんですけども、私も個人的にというか、ずうっと実態に見ているのは、まさに土木もコンサルも、現場は年齢がある程度いった方で、若い人の技術が本当に踏襲できない。これは何年か何10年か後には必ずこの影響は、この業界では確実に大きな影響を受けます。これは本当に、学校もだんだん縮小してなくなる、大学でも建設関係科をなくそう、こういう動きは加速をしております、少子化の影響もあります。けれど、大事な技術者は確実にもう育たない、現場では高齢者の方が現場で一生懸命されていて、もうリタイアしたときには、振り向いたら次に若い人がいない、これは現実の問題で

す。これは本当にいろんな角度から考えなきゃいけない、これだけはちょっと振興プランにもちゃんと書いてありますけれども、しっかりとこの部分だけは認識をしておかないと、特に技術を継承するには大事なことだと思いますので、1点だけあえて言っておきたいと思います。

○内野幸喜委員長 まさに若手技術者の問題というのは深刻な問題で、やっぱり本当、高齢の方が多いんですよね。これはもう建設業協会のほうからもずうっとそういう話が出ていますので、ここは本当にやっぱり力を入れていかないといけない分野だと思います。

ほか質疑はありませんか。

なければこれで。（「最後1つだけ」と呼ぶ者あり）はい。

○松岡徹委員 緊急経済対策の進捗状況のところ、入札手続の短縮化で指名競争入札の拡大とあるわけね。これは基本的には私は、いわば一般競争入札を原則にして条件つきという形でやるべきだとこの間もずっと言ってきたんですけども、指名競争入札というのはいろんなやっぱり弊害もあるわけですよね、そこら辺のところはどうですか。よかと言うと何だけれども、そういう形で広げていくというあり方は余り望ましくないんじゃないかと思うんですけども。

○成富監理課長 ここで書かれています指名競争入札の拡大は、あくまでも今回の経済対策や災害復旧を踏まえた状況の中での指名競争入札の拡大でございますので、全体的に指名競争入札を拡大するかどうかというのは、ちょっとまだ別問題と考えていますので、ここで書いてあるのはそういう状況でございます。

○西田土木技術管理課長 今、監理課長から

話がありましたけれども、あくまでもことしの3月から9月まで、いわゆる昨年からの緊急経済対策あるいは災害復旧事業というのが今後大量に発注するというので、なかなか指名競争入札、一般競争入札の手間もかかるということで、あくまでも一時的に導入したということでございます。暫定的な措置です。

○松岡徹委員 それはわかっている、緊急経済対策の説明だからね。それでも懸念はあるなど。十分そこは、いわば過去のいろんなことも踏まえて、弊害が出ないようにすべきだし、原則は原則としてきちっとしていく必要があるなどということですね。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもって第4回建設常任委員会を閉会します。

午後0時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長